

# 憲 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1～2ページにあります。

# 憲 法

## 〔問題〕

次の事案を読み、下の問に答えなさい。

## 〔事案〕

[1] A市は、「不当な差別のない人権尊重の街づくりを推進する」ことを目的に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を規制する「差別のないまちづくり条例」（以下「本件条例」という。）を制定した。本件条例で規制対象となる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、1 特定の国若しくは地域の出身である者又はその子孫（以下「特定国出身者等」という。）について、本邦の域外へ退去させることをあおり、又は告知するもの、2 特定国出身者等の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることをあおり、又は告知するもの、3 特定国出身者等を著しく侮蔑するもの、を指す（第2条1項から3項）。これらの「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」については、A市の区域内の道路、公園、広場、駅その他の公共の場所における、① 拡声機の使用、② 看板、プラカード等の掲示、③ ビラ、パンフレット等の配布、④ 多数の者による大声での一斉連呼、が禁止される（第3条1号から4号）。

[2] 本件条例第3条各号の言動が行われた場合、A市は、まず市長名で条例に違反する言動である旨を「勧告」する（第4条）。2回の「勧告」を受けてもなお条例に違反する言動を行った場合、条例に違反する言動をしないよう市長名で「命令」を行う（第5条）。第5条の「命令」に違反した場合、50万円以下の罰金が科される（第7条）。なお、市長は、「勧告」、「命令」の各段階前に、学識経験者から構成される差別防止対策審査会の意見を聴かなければならない（第6条）。

[3] Xらは、A市内の道路におけるデモ行進を企画し、必要な許可をとった。当日Xらは、B国出身者を害虫に例えるフレーズを繰り返し、B国出身者に対し「日本から出ていけ」、「出て行かない場合は、叩き潰す」などのスローガンを、拡声器を用いて一斉に連呼し続けた。その後も、Xらは、同様の言動を繰り返し、A市長からの勧告を無視し、さらに命令にも従わなかったため、本件条例違反を理由に起訴された。

問1 表現内容規制と表現内容中立規制とは何かについて説明し、これらの規制に対する合憲性判断枠組みについて説明しなさい。

問2 本件条例の合憲性について論じなさい。